

4 利用料金について

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担額」は、原則として介護保険負担割合証に示されている割合（1割・2割・3割）を基本利用料に掛けた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてのサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1)【基本部分】

身体介護						
区分	基本単位	基本利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
20分未満	昼間	179	1,790円	179円	358円	537円
	早朝/夜間	224	2,240円	224円	448円	672円
20分以上 30分未満	昼間	268	2,680円	268円	536円	804円
	早朝/夜間	335	3,350円	335円	670円	1,005円
30分以上 1時間未満	昼間	426	4,260円	426円	852円	1,278円
	早朝/夜間	533	5,330円	533円	1,066円	1,599円
1時間以上 1時間30分未満	昼間	624	6,240円	624円	1,248円	1,872円
	早朝/夜間	780	7,800円	780円	1,560円	2,340円
1時間30分以上 30分増すごと に	昼間	90	900円	90円	180円	270円
	早朝/夜間	113	1,130円	113円	226円	339円
引き続き生活 援助を行った 場合の加算（20 分から起算し て25分ごとに 加算、70分以 上を限度）	生活援助加算	72	720円	72円	144円	216円

生活援助						
区分	基本単位	基本利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
20分以上 45分未満	昼間	197	1,970円	197円	394円	591円
	早朝/夜間	246	2,460円	246円	492円	738円
45分以上	昼間	242	2,420円	242円	484円	726円
	早朝/夜間	303	3,030円	303円	606円	909円

- ① サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ② 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ③ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。